

別紙

「食×旅×暮らし」Next会津プロジェクト～会津プライドで新しい会津へ～ 事業業務委託仕様書（案）

本仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が委託事業者（以下「乙」という。）に委託する「食×旅×暮らし」Next会津プロジェクト～会津プライドで新しい会津へ～事業に係る業務を円滑かつ効果的に行うために必要な事項を記載したものであり、乙は本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

1 事業の目的

福島県産食品に関しては、放射性物質を理由に購入をためらう消費者が一定数いることや、観光目的の宿泊者数が震災前の水準に戻っていないことから、県全体として風評払拭が喫緊の課題となっている。

このため、市町村と連携しながら会津地方の「食」「旅（観光）」「暮らし（移住）」の魅力を発信するとともに、県外及び海外に向けて福島県（特に会津地方）産食品に対する理解の促進を図り、風評の払拭につなげる。

2 委託業務の内容

(1) 「食」×「旅」事業

ア 台湾食品バイヤーの会津招へいツアーの実施

会津地方産食品の台湾向け輸出拡大を図るため、15名以上の食品バイヤーを招へいし、会津地方への招へいツアーを実施すること。

イ PRイベントの実施

招へいツアーの実施にあわせて、会津地方の市町村、JA及び企業などに参加いただき、会津地方産食品や名産品のPRを行うイベントを実施すること。また、市町村等に対する参加依頼やイベントに関する各種連絡調整もあわせて行うこと。

ウ セールスイベントの実施

招へいツアーの実施にあわせて、会津地方の市町村等による会津産食品等のセールスを実施すること。また、各市町村に対する参加依頼やイベントまでの各種連絡調整もあわせて実施すること。

(2) 「旅」×「食」事業

ア 観光PRイベントにおける配布物等の準備

甲や市町村等が参加する台湾（台北市想定）での観光PRイベントにおいて来場者に配布する会津地方産食品や必要な広報物や備品を準備す

ること。また、市町村への参加希望照会やイベントに関する各種連絡調整もあわせて実施すること。

イ 市町村への参加旅費支給

甲が算定する市町村の参加旅費を支給すること。

＜参加想定人数＞管内2市町村 各2名ずつ

ウ 出展に伴う費用の負担

ブース装飾にかかる費用や現地通訳（2名2日分）への謝金等、出展に伴う費用を負担すること。

(3) 「暮らし」×「食」×「旅」事業

ア 県外移住イベントにおける配布物等の準備

甲が指定する県外移住イベントにおいて、来場者に配布する会津地方産食品及び必要な備品を準備するとともに、広報を実施すること。

また、市町村への参加希望照会やイベントに関する各種連絡調整もあわせて実施すること。

＜参加想定イベント＞いい街発見！地方の暮らしフェア2026(5ブース)

イ 市町村への参加旅費支給

甲が算定する市町村の参加旅費を支給すること。

＜参加想定人数＞管内13市町村 各2名ずつ

ウ 出展に伴う費用の負担

ブース出展料や装飾費用等、出展に伴う費用を負担すること。

エ 広報活動の実施

甲や市町村が実施する県外向け移住イベントにおいて、来場者に配布する会津地方産食品及び必要な広報物や備品を準備するとともに、移住検討者にリーチできるような広報を実施すること。

3 事業成果の把握・とりまとめ

次の事項についてとりまとめ、実績報告書により報告すること。

(1) 事業実施内容

(2) 事業成果に対する分析・課題

4 総括責任者

乙は本業務の実施に当たり、十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

5 成果品

- (1) 実績報告書（別紙第7号様式、正副本1部ずつ）
- (2) 各事業を実施するうえで製作した印刷物や電子データがある場合、その一式
- (3) 各事業を実施するうえで撮影した写真・動画に係る電子データがある場合、その一式

6 提出書類

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
 - ア 着手届（別紙第4号様式）
 - イ 総括責任者通知書（別紙第5号様式）
 - ウ 事業スケジュール表（任意様式）
 - エ 業務実施体制図（任意様式）
 - オ その他、甲が業務の確認に必要と認める書類（任意様式）
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
 - ア 完了届（別紙第6号様式）
 - イ 収支決算書（任意様式）
 - ウ 成果品
 - エ その他、甲が業務の確認に必要と認める書類（任意様式）

7 業務の進め方

- (1) 乙は業務着手に先立ち、甲と協議、調整のうえ、事業スケジュール表を提出すること。
- (2) 本業務の円滑な進捗を図るため、乙は甲と協議しながら作業を進めること。
- (3) 成果品一式の著作権及び所有権は、正当な手続きにより使用または借用した第三者のものを除き、甲に帰属するものとする。
- (4) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら委託者の責めに帰す場合を除き乙の責任、負担において一切を処理することとする。
- (5) 本業務の遂行に当たり、乙は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意することとする。
- (6) 業務の一部を第三者に再委託する場合には、再委託先、金額、業務体制などを甲に報告し、了解を得ること。なお、再委託先への指示、業務管理を徹底すること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生

じたときは、甲乙が協議の上、定めることとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。